

船舶事故調査報告書

令和4年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和3年2月28日 07時00分ごろ～21時20分ごろの間）
発生場所	新潟県佐渡市佐渡島東方沖 姫埼灯台から真方位066° 11.1海里（M）付近 （概位 北緯38° 09.8′ 東経138° 46.6′）
事故の概要	プレジャーボートTSUBASAは、漂流中、船長が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	令和3年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となっているため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート TSUBASA、5トン未満（長さ7.49m） 235-32460新潟、個人所有 7.49m（Lr）×2.52m×1.24m、FRP ディーゼル機関、88.3kW、平成6年8月
乗組員等に関する情報	船長 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年4月26日 免許証交付日 平成30年10月29日 （令和6年4月25日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南～南西～北西～北東、風力 1～3、 視界 良好 海象：波向 北、波高 約1m、水温 約11℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和3年2月28日07時00分ごろ自宅裏の新潟県中ノ口川の係留地を出発し、佐渡島東方沖の釣り場に向かった。 船長の家族は、16時30分ごろ外出先から帰宅し、ふだんなら夕刻までに戻っていた本船が係留されていないことに気付いて不審に思い、船長の携帯電話に発信したところ、呼出し音が鳴るものの、応答

	<p>がないので、18時08分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、巡視艇及び航空機により捜索され、20時35分ごろ佐渡島東方沖を航行中のタンカーにより発見されたのち、21時20分ごろ巡視艇の乗員により無人であることが確認された。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航されて新潟港に入港した。</p> <p>船長は、巡視艇及び航空機により捜索が続けられたものの、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、天候が良ければ毎週日曜日に釣りに出ていたものの、本事故発生前は天候に恵まれず、本事故当日が令和3年になってから初めての釣りであった。</p> <p>本船は、発見時、機関は停止しており、船体に外傷等はなく、船内には、釣り具、釣った魚、船長の非防水型の携帯電話及び救命胴衣があった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、常用している薬等はなく、健康状態は良好であり、出発前に変わった様子はなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>船長は、2月28日07時00分ごろ中ノ口川の係留地を出発し、21時20分ごろ佐渡島東方沖において巡視艇の乗員により無人であることが確認されたことから、この間において、船長が落水して行方不明となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の発見時、機関が停止しており、船体に外傷等はなく、船内には釣り具及び釣った魚があったことから、釣り中に落水したのと考えられる。</p> <p>船長は、船内に非防水型の携帯電話及び救命胴衣があったことから、携帯電話を身につけておらず、救命胴衣を着用せずに落水したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が佐渡島東方沖において漂泊中、船長が落水したことにより発生したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗組員は、暴露甲板上では、救命胴衣を適切に着用すること。 ・ 小型船舶の乗組員は、釣り等をする場合、姿勢を低くするなどして安定した姿勢をとり、落水することがないように十分に注意すること。

- | | |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の乗組員は、防水型若しくは防水パックなどに入れた携帯電話を携行し、緊急事態が生じた際に外部に連絡する手段を確保しておくこと。 |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

付図1 事故発生場所概略図

